

# FIA 全国カラダ年齢測定 -フィットネス体力テスト- 利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と一般社団法人日本フィットネス産業協会（以下「乙」という。）とは、乙が提供する FIA 全国カラダ年齢測定-フィットネス体力テスト-（以下、第 2 条第 1 号に定めるところにより、「本サービス」という。以下同じ。）の提供に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条 （総則・適用範囲）

- 1 本契約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する甲と乙との間の権利義務関係を定めることを目的とし、甲と乙との間の本サービスの利用に関する一切の関係について適用されるものとする。
- 2 甲は、本契約に従って本サービスを利用しなければならないものとする。

## 第2条 （定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

### (1) 「本サービス」

乙が提供する全国カラダ年齢測定及びこれに付帯するサービスをいい、サービス内容の詳細については本契約に定めるところによる。

### (2) 「エンドユーザー」

甲から、本サービスを利用して甲が提供するサービス（以下「甲提供サービス」という。）を受ける個人又は法人、団体をいう。

### (3) 「エンドユーザー情報」

エンドユーザーが甲サービスを利用することにより乙が取得する当該エンドユーザーに関する情報をいう。

### (4) 「乙全国カラダ年齢測定サイト」

本サービスで構築された全国カラダ年齢測定サイト（ウェブサイト）をいう。

### (5) 「乙サポートサービス」

本サービスの導入支援、質問回答、アップデートなどを含む、乙が甲をサポートするためのサービスをいう。

### (6) 「コンテンツ」

本サービスを通じてアクセスすることができる情報（文章、画像、動画、音声、音楽その他のサウンド、イメージ、ソフトウェア、プログラム、コードその他のデータを

含むが、これらに限られない。)をいう。

(7) 「乙コンテンツ」

コンテンツのうち、本サービスにおいて乙が甲に対し提供する全ての情報をいう。

(8) 「甲コンテンツ」

コンテンツのうち、甲が本サービスを利用して投稿その他の方法により送信する全ての情報をいう。

(9) 「知的財産権」

著作権（著作権法第 27 条及び同法第 28 条の権利を含む。以下同じ。）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（これらの権利を取得し、又はこれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）をいう。

(10) 「乙が定めるプライバシーポリシー」

乙が定めるプライバシーポリシーは、乙の以下 Web ページにて掲載したものを示す。<https://fia.or.jp/privacy/>

### 第3条 （登録情報の提供）

- 1 甲は、本サービスの利用開始に当たり、乙の定める方法によりシステム設定やシステムサポートに必要な登録情報を乙に提供するものとする。ただし、登録情報には甲が取得した個人情報（個人情報保護法に定義される個人情報をいうものとする。以下同じ。）は一切含めないものとする。
- 2 甲は、登録情報の登録に当たっては、真実かつ正確な情報を提供しなければならないが、乙は、甲自身が登録した登録情報を前提として、本サービスを提供するものとし、登録情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあったことにより甲に生じた損害について、乙は一切責任を負わないものとする。
- 3 乙は、登録情報その他本サービスの利用に関し甲から収集する情報（ただし、乙は甲及び甲の顧客の承諾なく甲の顧客の個人情報を取得しないものとする。）を、別途乙が定めるプライバシーポリシーに従い適切に取り扱うものとし、甲はこれに同意するものとする。

### 第4条 （登録情報の変更）

- 1 甲は、登録情報に変更があった場合、15 日以内に、乙の定める方法により、当該変更事項を乙に通知し、乙から要求された資料を提出するものとする。
- 2 前項の通知を怠ったことにより乙からの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したものとみなされるものとする。

#### 第5条 (管理サイトの設定と管理)

- 1 甲は、乙が同意した場合を除き、自己の責任において本サービスの管理サイトの設定及び管理をするものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、売買等してはならないものとする。
- 2 管理サイトの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は甲が負い、乙は乙の責めに帰すべき事由がない限りその責任を負わないものとする。
- 3 甲は、管理サイトアカウントが盗用され又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙からの指示に従うものとする。

#### 第6条 (本サービスの導入)

- 1 本サービスは、甲の要望に合わせたオーダーメイド開発によって提供するものではなく、乙が本契約締結時に既に開発済のパッケージ製品（以下「本サービスパッケージ」という。）を標準機能として提供するものである。
- 2 乙は、甲に対し、乙の本サービスパッケージを乙が管理するウェブサーバー上に導入し、専用の管理サイト（以下「管理サイト」という。）URLを設定した上で、同URLを甲に通知する方法により管理サイトを甲に引き渡すことをもって、本サービスパッケージを納品（以下「本サービスパッケージの納品」という。）するものとする。
- 3 第1項のとおり、本サービスはオーダーメイド開発によるものではなく乙のパッケージ製品を標準機能にて提供するものであり、本サービスパッケージの納品について、乙は、甲に対し、瑕疵担保責任（契約不適合責任）を一切負わないものとする。

#### 第7条 (本サービスの利用)

- 1 甲は、乙の要求に従い、本サービスを利用する上で必要となる情報を、乙に対し提供する義務を負う。
- 2 甲は、本サービスを乙から提供された管理サイトから、甲による設定作業を行うことで利用するものとし、本サービス本体ソースコードやデザインの複製、修正、変更、改変又は翻案を行ってはならないものとする。
- 3 甲は、本サービスを自己及び自己の顧客のために利用する目的でのみ利用することができ、直接的又は間接的にかかわらず、第三者に対する業務提供その他これに類似する用途に用いてはならないものとする。
- 4 本サービスの提供を受けるために必要なコンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、甲の責任と費用において行うものとする。

## 第8条 (甲提供サービス)

- 1 甲からエンドユーザーに対する甲提供サービスについては、甲の全責任において行うものとし、甲提供サービスに関してエンドユーザーに生じた損害、費用について、本サービスに関連するものを除き、乙は一切責任を負わないものとする。
- 2 甲は、エンドユーザーに対し、エンドユーザーが甲提供サービスを利用するにあたり、甲の個人情報保護規定に則り、個人情報を含まない統計情報を乙に提供すること並びに乙が第14条の規定により利用することがあることを周知し、これに関する同意を取り付けた上で、甲提供サービスを利用させるものとする。

## 第9条 (第三者サービス等の利用)

- 1 本サービスの利用に当たり、甲が、第三者により提供される第三者サービス等を利用する場合には、本契約の他、当該第三者（以下「第三提供者」という。）の定める利用規約その他の条件（当該利用規約等が変更された場合には変更後の条件を含む。以下同じ。）に同意の上、これらに従うものとする。
- 2 甲が第三提供者の定める利用規約その他の条件に従わなかったことに起因して本サービスを利用することができなかったとしても、これによって甲に生じた損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。
- 3 乙は、第三者サービス等の内容が甲の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、甲による第三者サービス等の利用が甲に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではない。
- 4 乙は、第三者サービス等の不具合等に起因して甲が被った損害につき、賠償責任等を一切負わないものとする。

## 第10条 (料金及び支払方法)

- 1 甲は、乙に対し、本サービス導入及び利用の対価として、次の費用及び利用料（以下「本サービス利用料等」という。）を支払うものとする。
  - (1) 本サービスパッケージ利用料金 1回の測定につき 200円（消費税込）
- 2 本サービス利用料等の支払時期は、次のとおりとする。

2023年4月1日からの毎月利用料は、当月分を翌月末日までに支払うものとする。
- 3 甲が第1項の本サービス利用料等の支払を遅滞した場合、甲は乙に対し年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。
- 4 本サービス利用料等の支払方法は、乙が指定する方法により支払うものとする。
- 5 乙は、いかなる理由によっても、甲から受領した本サービス利用料等を返金しないものと

する。

- 6 前項までのほか、本サービス利用料等の金額、支払時期及び支払方法の詳細については、別途乙が定めるところによるものとする。

#### 第11条 （禁止行為）

甲は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為又はこれらを助長する行為
- (2) 第三提供者の定める利用規約その他の条件に違反する行為
- (3) 乙、本サービスの他の利用者又はその他第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (4) 公序良俗に反し又は善良な風俗を害するおそれのある行為
- (5) 乙又は本サービスの他の利用者その他の第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害する行為
- (6) 本サービスの変更、修正、又は逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他本サービスのソースコードを解析する行為
- (7) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (8) 本サービス上の情報、又は他の利用者の情報の収集を目的とする行為
- (9) 本サービスに接続しているシステム全般に権限なく不正にアクセスする行為
- (10) 他の利用者又は第三者に成りすます行為
- (11) 本サービスの他の利用者のユーザーID 又はパスワードを利用する行為
- (12) 反社会的勢力等への利益供与行為
- (13) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- (14) その他、不適切な行為として前各号に準ずる行為

#### 第12条 （権利の帰属）

- 1 本サービスにおいて乙から提供される本サービスパッケージ、本件管理サイト、乙コンテンツ等本サービスに関する一切の知的財産権は乙又は乙にライセンスを許諾している者に帰属しており、本契約に基づく本サービスの利用許諾は、本サービス及び乙コンテンツ等に係る知的財産権の使用許諾を意味するものではない。
- 2 乙が今回の契約によりアドオン開発した機能は、本サービスパッケージ機能として拡張するものとし、本機能に関する一切の権利は乙に帰属するものとする。
- 3 甲は、乙の許諾を得ずに、乙コンテンツ等の翻訳、編集及び改変等を行い、第三者に使用させ又は公開することはできず、いかなる理由によっても、本サービスに関し乙又は乙に

ライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含むが、これらに限定されない。）をしてはならないものとする。

本サービス上には商標、ロゴ及びサービスマーク等（以下、総称して「商標等」という。）が表示される場合があるが、乙は、甲その他の第三者に対し何ら当該商標等を譲渡するものではない。

### 第13条 （甲コンテンツ）

- 1 甲は、甲コンテンツについて、自らが設定・投稿、その他の方法によりコンテンツを送信することについての適法な権利を有していること、及び甲コンテンツが第三者の知的財産権、所有権類似の権利その他の権利を侵害していないことについて、乙に対し表明し、保証するものとする。
- 2 本サービスにおいて、一切の甲コンテンツに関する著作権は、設定を行った甲自身又は甲に権利許諾した第三者に留保されるものとし、乙は甲コンテンツに関する著作権を取得することはない。ただし、乙は、本サービスの提供・維持・改善又は本サービスのプロモーションに必要な範囲において、甲の事前の書面による許諾を得て、甲コンテンツを複製、翻案、自動公衆送信及びそのために必要な送信可能化を、無償、無期限かつ地域非限定で行うことができるものとする。
- 3 甲は、前項ただし書の場合、甲コンテンツに関して、乙及び乙から権利を承継し又は許諾された者に対し、著作者人格権を行使しないことに同意するものとする。

### 第14条 （登録情報等の取扱い）

- 1 乙による甲の登録情報、端末情報、甲コンテンツ、その他甲に関して取得した情報及びエンドユーザー情報（以下、総称して「登録情報等」という。）の取扱いについては、別途プライバシーポリシーの定めによるものとし、甲はこのプライバシーポリシーに従って乙が登録情報等を取扱うことについて同意するものとする。ただし、登録情報には甲が取得した個人情報は一切含めないものとする。また乙は登録情報等を甲の承諾なく第三者に提供、公開、漏洩等してはならないものとする。
- 2 乙は、甲が取得した個人情報を除く登録情報等を、乙の裁量で、本サービスの提供及び運用、本サービス内容の改良、開発、向上等の目的に利用し、又は、個人を特定できない形で統計的な情報として公開することができるものとし、甲はこれに同意するものとする。

## 第15条 （秘密保持）

- 1 本契約において「秘密情報」とは、本契約又は本サービスに関連して、甲又は乙が、相手方より提供若しくは開示されたか、又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味する。ただし、以下の各号に該当するものは、秘密情報に該当しないものとする。
  - (1) 相手方から提供若しくは開示されたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
  - (2) 相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰すことのできない事由により刊行物その他により公知となったもの
  - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
  - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
- 2 甲及び乙は、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければならない。
- 4 本条のほか、甲と乙との間で別途秘密保持契約が締結される場合で、当該秘密保持契約の規定と本条の規定とが抵触するときは、当該秘密保持契約の規定が優先して適用されるものとする。

## 第16条 （反社会的勢力の排除等）

- 1 甲及び乙は、その役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）又は従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを併せて「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証する。
  - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙は、相手方が前各項のいずれかに違反したとき、又は違反していたことが判明したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
- 4 甲及び乙は、前項に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わない。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償を請求することができる。

#### 第17条 (規約違反の場合の措置等)

- 1 乙は、甲が次の各号の一に該当し又は該当するおそれがあると乙が判断した場合には、乙の裁量により、甲の本サービスの利用を一時的に停止し、甲としての登録情報を抹消、若しくは本契約を解除する等の措置（以下、併せて「措置等」という。）を行うことができるものとする。
- (1) 本契約の条項に違反した場合
  - (2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (3) 乙が指定する決済方法の不正使用が判明した場合、又は乙が指定する決済サービス会社より決済を停止若しくは無効扱いとされた場合
  - (4) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - (5) 6か月以上本サービスの利用がない場合
  - (6) 乙からの問合せその他の回答を求める連絡に対し30日間以上応答がない場合
  - (7) 本サービスの運営・保守管理上必要であると乙が判断した場合
  - (8) その他前各号に類する事由があると乙が判断した場合
- 2 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、甲は、乙に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに乙に対して全ての債務の支払を行わなければならないものとする。



- 3 甲は、措置等がされた後も、乙及びその他の第三者に対する本契約上の一切の義務及び債務（損害賠償を含むが、これに限らない。）を免れるものではない。
- 4 乙は、本条に基づき乙が行った措置等により甲に生じた損害について一切の責任を負わず、また、甲のアカウント削除後も、甲が乙に提供した登録情報等を保有・利用することができるものとする。

#### 第18条 （本サービスの利用終了）

- 1 甲は、乙が別途定める方法により、本サービスの利用を終了することができるものとし、本サービスの利用終了の時点から本サービスを利用することができなくなるものとする。
- 2 本サービスの利用終了に当たり、乙に対して負っている債務がある場合、甲は、乙に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、乙に対して直ちに全ての債務の支払を行わなければならない。
- 3 甲は、本サービスの利用終了後も、乙及びその他の第三者に対する本契約に関する一切の義務及び債務（損害賠償を含むが、これに限らない。）を免れるものではない。
- 4 乙は、甲が本サービスの利用を終了した後も、甲が乙に提供した登録情報（乙の個人情報は除く）等を保有・利用することができるものとする。
- 5 甲が本サービスの利用を終了した場合、乙は、乙の裁量により、甲のアカウントを削除することができるものとする。
- 6 本サービスの利用終了後、再度本サービスの利用を希望する際は、再度本サービスの導入等の手続を行う必要があり、甲は再度の本サービスの導入等の手続の後、本サービスの利用終了前のデータが引き継がれないことを予め承諾するものとする。

#### 第19条 （本サービスの変更・中断・終了等）

- 1 乙は、甲に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更することができるものとする。
- 2 乙は、乙の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を廃止することができるものとする。また、乙は、乙の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を廃止する場合、乙が適当と判断する方法で事前に甲にその旨通知するものとする。ただし、緊急の場合は、事後速やかに甲に通知するものとする。
- 3 乙は、以下各号の事由が生じた場合には、甲に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を一時的に中断することができるものとする。
  - (1) 本サービス用のハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的に又は緊急に行う場合
  - (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合

- (3) 利用者のセキュリティを確保する必要がある場合
  - (4) 第三提供者による第三者サービスの全部又は一部の提供又は乙若しくは甲による利用が一時的に停止又は中断された場合
  - (5) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
  - (6) 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
  - (7) 火災、停電その他の不慮の事故により本サービスの提供が困難な場合
  - (8) 戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合
  - (9) 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合
  - (10) その他前各号に準じ乙が必要と判断した場合
- 4 本サービスについては定期的なアップデートが予定されており、甲は、本サービスについて定期的なアップデートが行われること、アップデート後甲において設定変更等を行う必要が生じる場合があること、及びアップデートの前後で一時的に本サービスを利用できない時間帯が生じる場合があることについて、あらかじめ了承するものとする。
- 5 乙は、本条に基づき乙が行った措置により甲に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

## 第20条 (損害賠償)

- 1 甲及び乙は、本契約に違反することにより又は本サービスの利用に関連して、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、当該損害を賠償しなければならないものとする。
- 2 本契約に関連して、自己の責めに帰すべき事由により、相手方又は第三提供者が、他の利用者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合、該当事者は、当該請求に基づき相手方又は第三提供者が当該第三者に支払を余儀なくされた金額及び当該請求に係る紛争等の解決のために相手方又は第三提供者が負担した金額（合理的な範囲の弁護士等専門家費用及び乙人件費相当額を含む。）を賠償しなければならないものとする。

## 第21条 (保証の否認及び免責)

- 1 乙は、本サービス上の機能が適時かつ適切に行われること及び不具合が生じないことを保証するものではない。
- 2 乙は、本サービスを通じて提供される乙コンテンツが適法に利用可能であること、乙又は第三提供者以外が提供するサービス等の利用規約等を遵守していること、第三者の権利を侵害しないこと等について、いかなる保証も行わないものではない。
- 3 乙は、本サービスが全ての端末に対応していることを保証するものではなく、また、仮に

本サービスの利用開始時に対応していた場合でも、本サービスの利用に供する端末の OS のバージョンアップ等に伴い本サービスの動作に不具合が生じる可能性があることにつき、甲は予め了承するものとする。乙は、かかる不具合が生じた場合に乙が行うプログラムの修正等により当該不具合が解消されることを保証するものではない。

- 4 乙は、乙による本サービスの提供の中断、停止、終了又は変更、甲が本サービスに送信したメッセージ又は情報の削除又は消失、本サービスの利用による登録情報等の消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関して甲が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとする。
- 5 本サービスに関し、甲とエンドユーザー、第三提供者その他の第三者との間で紛争が生じた場合、甲は、直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙の帰責事由による場合を除き、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、乙はこれに一切関与せず、自らに過失がない限り何ら責任を負わないものとする。

#### 第22条 (契約期間)

本契約の契約期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、契約期間満了日の1か月前までに甲又は乙いずれからも別段の申出がないときは、本契約の契約期間は自動的に同条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第23条 (本サービスのサポート対応時間・連絡方法)

- 1 乙による本サービスのサポート対応時間は、土日祝日及び年末年始を除く平日10時から17時までとする。
- 2 甲が乙に対し本サービスのサポート対応に関して連絡する方法は、原則として電子メールの方法によるものとする。

#### 第24条 (権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がある場合を除き、本契約に基づく自己の権利若しくは義務、又は本契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をしてはならないものとする。

#### 第25条 (分離可能性)

本契約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該無効又は執行不能と判断された条項又は部分(以下「無効等部分」という。)以外の部分は、継続して完全に効力を有するものとする。甲及び乙は、無効等部分を適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正

し、無効等部分の趣旨及び法律的・経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

#### 第26条 (存続規定)

第3条(登録情報の提供)第2項、第4条(登録情報の変更)第2項、第5条(アカウントの管理)第1項及び第2項、第6条(本サービスの導入)第3項、第7条(本サービスの利用)第2項、第8条(甲提供サービスの提供)第1項及び第2項、第9条(第三者サービス等の利用)第2項乃至第4項、第10条(料金及び支払方法)第3項及び第5項、第12条(権利の帰属)、第13条(甲コンテンツ)第2項ただし書及び第3項、第14条(登録情報等の取扱い)、第15条(秘密保持)、第16条(反社会的勢力の排除等)第4項、第17条(規約違反の場合の措置等)第2項乃至第4項、第18条(本サービスの利用終了)第2項乃至第6項、第19条(本サービスの変更・中断・終了等)第5項、第20条(損害賠償)、第21条(保証の否認及び免責)、第24条(権利義務の譲渡禁止)乃至第28条(誠実協議)並びに条項の性質に鑑み当然に存続すべき規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

#### 第27条 (準拠法及び合意管轄)

本契約は日本法に準拠し、本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、調停を含め、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第28条 (誠実協議)

本契約の解釈に疑義が生じ又は本契約に定めなき事由が生じたときは、甲及び乙は、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとする。

令和 年 月 日

【甲】

住 所：

会社名：

代表者：

【乙】

住 所：東京都千代田区鍛冶町 2-2-3 第3 櫻井ビル 6F

会社名：一般社団法人日本フィットネス産業協会

代表者：会長 花房 秀治